

高知大学医学部情報ネットワークシステム利用規則

平成16年4月1日
規則第238号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属医学情報センター規則（平成16年4月1日施行）第5条の規定に基づき、高知大学医学部情報ネットワークシステム（以下「医学部ネットワーク」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 医学部ネットワークは、高知大学医学部（以下「医学部」という。）における教育、研究及び診療並びに当該支援のための管理業務を目的として利用するものとする。

(利用者の資格)

第3条 医学部ネットワークを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 岡豊キャンパスに勤務する職員
- (2) 医科学専攻、看護学専攻及び医学専攻の大学院学生、研究生等
- (3) 本学の医学部附属病院における診療従事を許可された医師
- (4) 医学部附属病院における医療業務その他これに付随する業務に従事する事務職員又は技術職員で、医学情報センター長が認めた者
- (5) その他学部長が適当と認めた者

(利用手続)

第4条 医学部ネットワークを利用しようとする者は、所定の申請書を医学情報センター長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用の承認等)

第5条 医学情報センター長は、前条の申請について適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2 医学情報センター長は、前項の規定により承認された者（以下「利用者」という。）に対し、医学部ネットワークを利用できるように利用者コード等を設定し、所定の承認書を交付するものとする。

(変更の申請と承認)

第6条 利用者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、所定の申請書に変更事項を記入し、医学情報センター長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用の中止)

第7条 利用者は、利用の中止をしようとするときは、申請書により速やかに医学情報センター長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育、研究及び診療並びに当該支援のための管理業務以外の目的に医学部ネットワークを利用しないこと。
- (2) 営利を目的とした利用を行わないこと。
- (3) 通信を阻害しないこと。
- (4) 他者の権利、財産又はプライバシーを侵害しないこと。
- (5) 他者に不利益を与える行為又はひぼう中傷する行為を行わないこと。
- (6) 医学部ネットワークの運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- (7) 医学部より付与された利用者コード等を他者に譲渡若しくは利用させたり、又は売買しないこと。利用者はその管理・使用について責任を持つものとし、医学部に損害を与えないこと。
- (8) 医学部から接続されている外部機関が設置したネットワークを利用するときは、当該ネットワークを運用する機関が定める利用規則を遵守すること。
- (9) その他医学情報センター長が必要と認めた事項

(利用の取消し)

第9条 医学情報センター長は、前条の規定に違反したと認められる利用者に対して、注意・警告又は一時的に医学部ネットワークとの接続を中断することができる。

2 前項の処置により改善されない場合は、医学情報センター長は、医学情報センター運営委員会の議を経て、当該承認を取り消すことができる。

(免責)

第10条 医学部は、利用者が医学部ネットワークの利用に関して被った損害については、その原因のいかんにかかわらず賠償の責任を負わない。

2 医学部は、利用者が他の利用者又は他のネットワークの利用者との間で生じた、いかなる問題に関しても責任を負わない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、医学部ネットワークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。